

第四節 早期審査の手続

1. 趣旨

- (1) 特許庁では、意匠審査機械システムの拡充や審査手法の改善により、意匠登録出願の要処理期間の短縮化に努めてきたところです。
- (2) 一方、商品のライフサイクルの短縮化、経済活動のグローバル化等により、意匠権の設定登録前に出願人が出願に係る意匠を使用することも少なくありません。この場合において、当該意匠が第三者に使用（模倣等による無断使用）されても意匠法上これに対抗することができず、その結果、出願人の利益が害されたり、模倣品が出回ることにより、一般消費者に不利益を被らせてしまうといったマイナスの社会的影響もみられます。
- (3) このため、これら権利化について緊急性を要する意匠登録出願については、通常出願の審査あるいは通常の審理よりもさらに早く手続を進める措置として、一定の条件のもとに早期審査及び早期審理を行うこととし、これにより早期権利化の社会的要請に応じています。

2. 早期審査の対象となる出願

以下の(1)又は(2)の要件を備えた意匠登録出願を早期審査の対象とすることができます。

(1) 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその意匠について実施許諾を受けた者（ライセンシー）が、その意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、以下のいずれかに該当し、権利化について緊急性を要するものであること。

- ① 第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- ② その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合
- ③ その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合

(注)

- ・「意匠の実施」とは、意匠法第2条第3項に規定する日本国内において意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする行為をいいます。
- ・「実施の準備を相当程度進めている」とは、上記の製造等の実施のための具体的な計画に基づく準備作業が開始されていることをいいます。
- ・「実施行為」とは、実施しているか、実施の準備を相当程度進めていることをいいます。
- ・「第三者」とは、出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者以外の者をいいます。
- ・「警告」とは、意匠権等に基づき差止請求、損害賠償請求等をする旨を事前に通告することをいいます。

(2) 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願であること。

※ 震災復興支援早期審査について

東日本大震災により被災された企業等が知財を活用し復興していくことを支援するため、震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願について早期に審査を実施する震災復興支援早期審査を行っています（平成23年8月1日から当面の間）。

この震災復興支援早期審査では、以下の（1）又は（2）に該当する意匠登録出願について、早期審査の申出をすることができます。

- （1）出願人の全部又は一部が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用される地域（東京都を除く。以下、「特定被災地域」という。）に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者による出願。
- （2）出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業として創作された意匠又は実施される意匠に係る意匠登録出願。

なお、震災復興支援早期審査の場合、「早期審査に関する事情説明書」の記載方法が通常の早期審査とは異なります。詳細については特許庁ホームページに掲載されている「震災復興支援早期審査・早期審理ガイドライン（意匠）」をご参照ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/sinsai_souki/ishou_guideline.pdf

3. 早期審査の申出手続

早期審査の申出は、「早期審査に関する事情説明書」の提出によって行います。

(1) 提出者

早期審査の対象となる権利化について緊急性を要する実施関連出願又は外国関連出願に関し、その「早期審査に関する事情説明書」を提出する者は、当該出願の出願人となります。

(2) 提出方法

提出方法は以下の3通りがあります。

① オンライン

意匠登録出願等の手続と同様にオンラインで提出できます。なお、平成11年12月31日以前に意匠登録出願したものについては、オンラインにより手続をすることができないので、書面により手続を行ってください。

② 持参

特許庁出願課受付窓口（所在地 東京都千代田区霞が関3-4-3）に直接持参の上書類を提出してください。

③ 郵送

封筒に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて(郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3)に郵送してください。

(3) 手数料

「早期審査に関する事情説明書」の提出に関し、手数料は不要です。また、書面で提出されても、電子化料金はかかりません。

(4) 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明補充書」をもって行います。この場合も手数料は不要です。

4. 「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」の作成方法

(1) 様式

① 「早期審査に関する事情説明書」

- ・ 権利化について緊急性を要する実施関連出願であることを理由とする場合…様式1
- ・ 外国関連出願であることを理由とする場合…様式2

② 「早期審査に関する事情説明補充書」…様式3

様式1 早期審査に関する事情説明書（実施関連出願）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【早期審査に関する事情説明】

1. 実施状況説明

(1) 実施行為（実施準備行為）の特定

(2) 実施行為（実施準備行為）の開始時期

(3) 意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料又は物件

2. 緊急性を要する状況の説明

3. 先行意匠調査

4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

(1) 出願番号

【提出物件の目録】

【物件名】

様式2 早期審査に関する事情説明書（外国関連出願）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【早期審査に関する事情説明】

1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示

(1) 外国特許庁名

(2) 出願日

(3) 出願番号

(4) 証拠の表示

2. 先行意匠調査

3. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

(1) 出願番号

【提出物件の目録】

様式3 早期審査に関する事情説明補充書

【書類名】	早期審査に関する事情説明補充書
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【提出者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【電話番号】)	
(【ファクシミリ番号】)	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【電話番号】)	
(【ファクシミリ番号】)	
【補充の内容】	
【提出物件の目録】	

(2) 書誌的事項の記載要領

① 事件の表示

「意願○○○○-○○○○○○号」のように出願番号を記載します。

また、願書と同時又は出願番号の通知を受ける前に早期審査に関する事情説明書を提出する場合は、「【出願番号】」に代えて「【出願日】」の欄を設け、「平成○○年○○月○○日提出の意匠登録願」のように、出願年月日記載し、整理番号があるときには「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載します。

② 提出者、代理人

提出者又は代理人の「【氏名又は名称】」の欄の次に、提出者又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載します。

③ その他の書誌的事項

その他の書誌的事項は、意匠法施行規則様式第1の備考1～4、6、7、11～13、15、17～20と同様とです。

なお、「(【提出日】平成 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載します。

この場合において、直接特許庁出願課の受付窓口へ提出する場合はその年月日を、郵便

により提出する場合はその投函の年月日又は郵便局へ差し出す年月日を、オンラインにより提出する場合はその年月日を記載します。

(3) 実施状況説明（様式1）

権利化について緊急性を要する実施関連出願であることを理由として早期審査の適用を受けようとする場合は、「早期審査に関する事情説明書」の「実施状況説明」の欄には、以下の要領で作成します。

① 実施行為（実施準備行為）の特定

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンシー）の日本国内での実施行為（実施準備行為）が当該意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）のうち、いずれに該当するものであるかを特定して記載します。

② 実施行為（実施準備行為）の開始時期

実施行為（実施準備行為）がいつからなされているかを記載します。例えば、実施行為（実施準備行為）が製造の場合「平成〇〇年〇〇月〇〇日より製造中」のように記載します。

③ 意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料又は物件

例えば意匠の実施を示す製品カタログ、新聞、雑誌、図書等の資料（コピー可）又は製造品の物件（写真可）を提出します。

実施の準備の状況の説明においては、実施の準備の具体的な内容、時期を明らかにし、その準備を進めていることを特定するに足る具体的な実施計画書、準備作業等の行為を示す資料又は物件を提出します。

なお、上記の説明において、その状況を明らかにするために、必要な事項が企業秘密に属し、提出書類に記載することにより、商品取引上支障が生ずると考えられる場合は、ヒヤリング等において明らかにする旨の表示をして、当該事項の記載を省略することができます。そのヒヤリング内容等については公開しません。

(4) 緊急性を要する状況の説明（様式1）

権利化について緊急性を要する実施関連出願になることを理由として早期審査の適用を受けようとする場合は、「早期審査に関する事情説明書」の「緊急性を要する状況の説明」の欄に、次のいずれの場合に該当するかを明示し、これにより緊急な権利化が求められている状況を詳細に説明します。

① 第三者が許諾なくその出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合、原則として(i)第三者、(ii)第三者の実施行為（実施準備行為）、(iii)第三者の実施行為（実施準備行為）の開始時期、(iv)第三者の実施行為（実施準備行為）を示す客観性のある資料又は物件を明らかにします。

② その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合、原則として(i)第三者、(ii)第三者の警告行為、(iii)第三者の警告の時期、(iv)第三

者の警告行為を示す客観性のある資料又は物件を明らかにします。

- ③ その出願の意匠について、第三者からの実施許諾を求められている場合、原則として (i) 第三者、(ii) 第三者から求められている実施許諾の内容、(iii) 第三者から実施許諾を求められた時期、(iv) 第三者から実施許諾を求められていることを示す客観性のある資料又は物件を明らかにします。

(5) 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示 (様式 2)

外国関連出願であることを理由として早期審査の適用を受けようとする場合は、「早期審査に関する事情説明書」の「日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示」の欄は下記の要領で記載します。

- ① 「外国特許庁名」の欄には、日本国特許庁へ出願した意匠と同一の意匠を出願した日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関名 (例えば、米国特許商標庁) を記載します。
- ② 「出願日」の欄には、日本国特許庁以外の特許庁等への出願の出願日を記載します。
- ③ 「出願番号」の欄には、日本国特許庁以外の特許庁等への出願の出願番号を記載します。なお、「早期審査に関する事情説明書」の提出時に、その正式な番号を知ることができない場合には、その記載を省略することができます。ただし、その後、正式な出願番号を知らされたときは、遅滞なく、その番号を記載した「早期審査に関する事情説明補充書」(様式 3) を提出しなければなりません。
- ④ 「証拠の表示」の欄には、前記①～③に掲げる出願の事実を疎明する次の書類のいずれかの書類名を記載します。
- a. 日本国特許庁以外の特許庁等が発行した公報
 - b. 日本国特許庁以外の特許庁等が交付した出願の受領書又は出願番号通知
 - c. 日本国特許庁以外の特許庁等の認証のある出願書類の謄本
 - d. その他日本国特許庁以外の特許庁等への出願の事実を疎明する書面
- ⑤ 「証拠の表示」に上記の書類を記載した場合には、原則、その第 1 頁及び意匠を表した図面頁を表示する。ただし、第 1 頁のみでは日本国特許庁以外の特許庁等への出願の事実が疎明できない場合には、その事実を疎明するための必要な頁を併せて提出します。また、「物件名」の欄には「証拠の表示」に記載する書類のうち、提出する書類を記載します。例えば、「米国特許庁が交付した出願番号通知の写し 1」のように記載します。
- ⑥ パリ条約に基づく優先権等の主張をとまなう日本国特許庁への意匠登録出願であって、既に優先権証明書を日本国特許庁へ提出しているときは、「証拠の表示」の欄に、「優先権証明書 (平成〇〇年〇〇月〇〇日提出済につき省略する。)」のように優先権証明書は既に提出済である旨を記載し、日本国特許庁以外の特許庁への出願の事実を疎明する書面の提出並びに、「外国特許庁名」、「出願日」及び「出願番号」の各欄の記載を省略することができます。

(6) 先行意匠調査 (様式 1、様式 2)

「早期審査に関する事情説明書」の提出にあたっては、早期審査の目的を達成するため、出願人に対して「先行意匠調査」の結果を記載することが望まれます。先行意匠資料として、

日本国登録意匠公報と公知資料（意匠登録出願日前に刊行物に記載された資料など）を調査の対象とします。調査に当たっては、自己の意匠の新規性・創作性を評価する際に参考になると思われる資料を抽出します。

① 調査すべき先行意匠

(i) 日本国登録意匠公報

日本国意匠公報を閲覧するためには、

- ・インターネット上での特許情報プラットフォーム

(J - P l a t P a t : <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>)

- ・独立行政法人工業所有権情報・研修館（特許庁内）
- ・経済産業局特許室（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）及び沖縄総合事務局特許室
- ・（一社）日本デザイン保護協会→先行意匠調査取扱機関

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-4-1 虎ノ門ピアザビル

TEL 03-3591-3030

を利用することができます。

(ii) 公知資料についても、先行意匠調査の対象とします。

早期審査の申出を行う出願人は、公知資料についても可能な限り調査を行います。

先行意匠調査取扱い機関として、上記（一社）日本デザイン保護協会があり、物品によっては調査可能なものもあります。詳しくは（一社）日本デザイン保護協会にお問い合わせください。

② 調査範囲

(i) 先行意匠調査の調査範囲は、その出願の意匠に係る物品の属する「意匠分類表」の小分類（意匠法施行規則別表第一の物品の区分の欄のレベル）の範囲です。

(ii) 調査年の範囲は、出願の日の前15年です。

③ 調査結果の添付

(i) 先行意匠資料を添付します。資料の添付は、公報又は公知資料についてはそのコピーを添付します。あるいは、公報についてはその登録番号の記載のみでコピー添付の代わりとします。

(ii) 先行意匠資料がない場合は、その出願の意匠の背景となる一般的な意匠の水準を示す意匠資料を添付します。

(7) 自己の意匠登録出願中の意匠の記載（様式1、様式2）

「早期審査の事情説明書」の提出にあたっては、「先行意匠調査」に加えて、関連意匠の登録要件（意10）の調査を効率的に行うため、「自己の意匠登録出願中の意匠の記載」を要請します。「自己の意匠登録出願中の意匠の記載」の欄は、次の要領で記載します。

(i) 記載の範囲は、その出願の意匠に係る物品の属する「意匠分類表」の小分類（意匠法施行規則別表第一の物品の区分の欄のレベル）の範囲内において、その出願の出願日と同時に申出た自己の他の意匠登録出願（最終処分が確定していないもの）すべてとし

ます。

(ii) 記載は、「意願○○○○－○○○○○○」のように意匠登録出願の番号を記載することにより行います。

なお、出願番号の通知を待っている間は、その出願の「出願日」及び「整理番号」を記載します。

5. 早期審査の審査手続等

(1) 審査手続

① 選定手続

「早期審査に関する事情説明書」の提出があった出願に関しては、早期審査の対象とするか否か、審査長等が選定を行います。

② 選定の結果の通知

審査長等は、選定の結果、「対象としない」と判断した場合には、理由を付して出願人（代理人）に通知します。

③ 審査官による早期審査の処理

選定の結果、早期審査の対象となった案件については、審査官はすみやかに審査を開始し（特別の事情がある場合を除く）、着手後の処理においても、遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めます。

④ 選定の際の調査等

「早期審査に関する事情説明書」の記載内容のうち、「実施状況説明」、「緊急性を要する状況の説明」の欄の記載内容については、必要に応じて、ヒアリングによる実施状況・緊急性を要する状況の確認及び現地確認を行うことがあります。

(2) 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、意匠登録に関する出願書類等の閲覧と同様、閲覧可能とします。

(3) 意匠公報への表示

早期審査の対象となった出願の意匠公報への掲載に当たっては、以下の表示を行います。

① 登録意匠目次への「早」表示。

② 意匠公報への「早期審査対象出願」の表示。